

# 函館工業高等専門学校学則

昭和37年4月1日

制定

## 第1章 本校の目的

### (目的)

第1条 本校は、教育基本法(平成18年12月22日法律第120号)の精神にのっとり、及び学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

## 第2章 修業年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

### (修業年限)

第2条 修業年限は、5年とする。

### (学年)

第3条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

### (学期)

第4条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 校長は、特別の必要があると認めるときは、前項の各学期の期間を変更することがある。

### (休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることがある。

一 国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)に規定する休日

二 日曜日及び土曜日

三 開校記念日 4月20日

四 春季休業

五 夏季休業

六 冬季休業

七 学年末休業

2 前項第四号から第七号に規定する休業日及び臨時の休業日は、校長がそのつど定める。

(授業終始の時刻)

第6条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

### 第3章 学科，学級数，入学定員及び職員組織

(学科，学級数，入学定員，収容定員)

第7条 学科，学級数，入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。

学科	学級数	入学定員	収容定員
生産システム工学科	3	120人	600人
物質環境工学科	1	40人	200人
社会基盤工学科	1	40人	200人

2 前項に規定する学科に，第2学年から次のコースを設ける。

一 生産システム工学科

機械コース

電気電子コース

情報コース

二 物質環境工学科

物質環境コース

三 社会基盤工学科

社会基盤コース

3 前二項のコース及び履修コースの選択，決定方法等については，別に定める。

4 第1項及び第2項第1号の規定にかかわらず，教育上有益と認めるときには，異なる学科及びコースの学生をもって学級を編制することができる。

(学科の教育目的)

第7条の2 学科における教育目的は，次のとおりとする。

一 生産システム工学科は，機械・電気電子・情報の知識を組み合わせ，人と環境のために役立つものづくりを实践できる技術者を育成することを目的とする。

二 物質環境工学科は，バイオテクノロジーや化学の知識を活用して環境問題に取り組んだり，環境との調和を考えながら，人類に役立つ物質を創造できる技術者を育成することを目的とする。

三 社会基盤工学科は，情報技術を駆使したデザイン技術や設計技術，建設技術，維持管理技術，環境保全技術を身に付け，自然と共生した安全で快適な社会環境を創造できる技術者を育成することを目的とする。

#### (コースの教育目的)

第7条の3 コースにおける教育目的は、次のとおりとする。

- 一 機械コースは、専門分野として機械工学に軸足を置き、自然との共生を考えた人間社会への貢献を目的に、「ものづくり」の基礎となる設計・加工をはじめ、力学、エネルギー、生産、制御などの機械工学分野の広範な基礎知識を備え、工業技術の高度化に対して中心的な役割を担える技術者を養成することを目的とする。
- 二 電気電子コースは、専門分野として電気電子工学に軸足を置き、電気回路、電子回路、電気磁気学、電気電子材料、デジタル回路、計測・制御、電気エネルギー発生等の電気電子分野の広範な基礎知識を持った技術者を養成することを目的とする。
- 三 情報コースは、現代社会の基盤である情報技術において、その社会基盤を担うコンピュータ技術、ソフトウェア技術、ネットワーク技術に関わる基礎知識と実践的情報技術を持った技術者を養成することを目的とする。
- 四 物質環境コースは、バイオテクノロジーや化学の知識を活用して環境問題に取り組んだり、環境との調和を考えながら、人類に役立つ物質を創造できる技術者を養成することを目的とする。
- 五 社会基盤コースは、情報技術を駆使したデザイン技術や設計技術、建設技術、維持管理技術、環境保全技術を身に付け、自然と共生した安全で快適な社会環境を創造できる技術者を養成することを目的とする。

#### (職員組織)

第8条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

- 2 職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。
- 3 第1項に定めるもののほか、必要な職員を置くことができる。

#### (主事)

第9条 本校に、教務主事、学生主事及び寮務主事を置く。

- 2 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。
- 3 学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること(寮務主事の所掌に属するものを除く。)を掌理する。
- 4 寮務主事は、校長の命を受け、学生寮における学生の厚生補導に関することを掌理する。

#### (事務部)

第10条 本校に庶務、会計及び学生の厚生補導に関する事務を処理するため、事務部を置く。

#### (内部組織)

第11条 前2条に規定するもののほか、本校の内部組織は、別に定めるところによる。

#### 第4章 教育課程等

##### (1年間の授業期間)

第12条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週以上にわたるものとする。

##### (教育課程)

第13条 第7条に定める学科の教育課程は、授業科目及び特別活動により編成するものとする。

2 前項の教育課程、授業科目、その開設単位数並びに履修単位数等に関し必要な事項は、別に定める。

##### (学年課程の修了又は卒業の認定)

第14条 各学年の課程の修了又は卒業を認めるにあたっては、学生の平素の成績を評価して行うものとする。

##### (原級留置者の履修科目)

第15条 前条の認定の結果、原学年にとどめられた者は、原則として当該学年に係る全授業科目を再履修するものとする。

#### 第5章 入学、転科、休学、退学、転学、留学及び卒業

##### (入学資格)

第16条 入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 中学校を卒業した者
- 二 義務教育学校を卒業した者
- 三 中等教育学校の前期課程を修了した者
- 四 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- 五 文部科学大臣が中学校の課程に相当するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年7月1日文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 八 その他相当年齢に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認め

た者

(入学者の選抜及び入学許可)

第17条 校長は、入学志望者について、学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書、その他必要な書類等を資料として入学者の選抜を行う。ただし、入学定員の一部について、出身学校の長の推薦又は自己推薦に基づき学力検査を免除し、出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として入学者の選抜を行うことができる。

2 校長は、前項の選抜の結果に基づき、第31条に規定する入学料を納付した者に対して入学を許可する。ただし、入学料免除又は徴収猶予の申請書を受理された者にあつては、この限りでない。

(編入学の許可)

第18条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を希望する者があるときは、校長は、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同年以上の学力があると認められ、かつ、定員と在学学生数を考慮し、前条の規定に準じて、相当学年に入学を許可することができる。

(転入学の許可)

第19条 他の高等専門学校から転入学を希望する者があるときは、校長は、教育上支障がない場合に限り、選考のうえ、相当学年に転入学を許可することができる。

(入学手続)

第20条 入学を許可された者は、所定の期日までに在学中の保護者等と連署した誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。

2 前項の手続を終了しない者があるときは、校長は、その入学の許可を取り消すことができる。

(転科)

第21条 転科を希望する者があるときは、校長は、学年の始めにおいて、選考の上第2学年までに限り、転科を許可することができる。

(休学)

第22条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により、3か月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて、休学することができる。

(休学期間)

第23条 休学の期間は、当該学年の期間内とする。

- 2 特別の理由がある場合は、前項に規定する期間を含む2年間の限度として、休学期間の延長を認めることができる。
- 3 休学期間は、通算して5年を超えることができない。
- 4 休学の期間は、第2条に定める修業年限に算入しない。

(復学)

第24条 休学した者は、休学の事由がなくなったときには、校長の許可を受けて、復学することができる。

(出席の停止)

第25条 学生に伝染病その他疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることがある。

(退学及び再入学)

第26条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて、退学することができる。

- 2 前項の規定により退学した者で再入学を希望する者があるときは、校長は、選考の上相当学年に入学を許可することがある。

(他学校への入学)

第27条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(留学)

第27条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

(他の高等専門学校における授業科目の履修)

第28条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(高等専門学校以外の教育施設等における学修等)

第28条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし、単位の修得を

認定することができる。

- 2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 第1項の規定は、学則第27条の2に定める留学する場合に準用する。この場合において認定することができる単位数は60単位を超えないものとする。
- 4 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された学生について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

第28条の3 前2条の規定による授業科目の履修及び学修等に関し、必要な事項は、別に定める。

(卒業)

第29条 全学年の課程を修了した者には、校長は、所定の卒業証書を授与する。

(準学士)

第29条の2 卒業した者は、準学士と称することができる。

## 第6章 専攻科

(設置)

第30条 本校に、専攻科を置く。

(目的)

第31条 専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門的知識及び技術を教授研究し、もって広く産業の発展に寄与する人材を養成することを目的とする。

(専攻、入学定員及び収容定員)

第32条 専攻科の専攻、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専攻	入学定員	収容定員
生産システム工学専攻	12人	24人
物質環境工学専攻	4人	8人
社会基盤工学専攻	4人	8人

(入学資格)

第33条 専攻科に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等専門学校を卒業した者
- 二 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第58条の二（同法第70条第一項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入学することができるもの
- 三 短期大学を卒業した者
- 四 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者
- 五 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- 六 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- 七 我が国において、外国の短期大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 八 その他本校専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

（入学者の選抜及び入学許可）

第34条 校長は、専攻科の入学志願者について、別に定めるところにより選考の上、入学を許可する。

（修業年限及び在学年限）

第35条 専攻科の修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

（長期履修学生）

第35条の2 学生が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを願い出たときは、校長は4年の範囲内で修業年限を超えて履修することを許可することがある。ただし、6年を超えて在学することはできない。

2 前項の規定により、計画的な履修を許可された者(以下「長期履修学生」という。)が、当該在学期間について短縮することを願い出たときは、校長は許可することがある。

3 前2項に定めるもののほか、長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は校長が別に定める。

（休学期間）

第36条 専攻科学生の休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 3 休学期間は、前条に定める修業年限及び在学年限に算入しない。

(教育課程)

第37条 専攻科の授業科目並びに開設単位数及び履修単位数、並びに履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

(修了)

- 第38条 専攻科に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、62単位以上を修得した者で、かつ、別に定める修了要件を満たした者については、修了を認定する。
- 2 校長は、修了を認定した者に対し、所定の修了証書を授与する。

(準用規定)

第39条 専攻科学生については、第3条から第6条まで、第12条、第20条、第22条、第24条から第26条まで、第27条の2、第28条の2第1項、第41条から第52条までの規定を準用する。この場合において、第27条の2中「外国の高等学校又は大学」とあるのは「外国の大学」と、第52条第2号中「第23条」とあるのは「第36条」と読み替えるものとする。

(その他)

第40条 本章に定めるもののほか、専攻科に関する必要な事項は、別に定める。

## 第7章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(入学の出願)

第41条 入学を志望する者は、願書提出と同時に、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則(平成16年4月1日独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号。以下「規則」という。)に定める検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第42条 入学する者は、規則に定める入学料を、所定の期日までに納付しなければならない。

(授業料)

- 第43条 学生は、規則に定める授業料年額を前期及び後期の二期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は年額の2分の1に相当する額とする。
- 2 前項の授業料は、前期にあつては4月に、後期にあつては10月に納付するものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、学生の申出があつたときは、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があつたときは、入学を許可されたときに納付することができる。

#### (中途入学者の授業料)

第44条 学年の中途において入学した者が前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学の日の属する月から次の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月の末日までに納付するものとする。

#### (中途退学者の授業料)

第45条 学年の途中で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは、授業料の年額の2分の1に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるときは、授業料の年額に相当する額の授業料をそれぞれ納付するものとする。

#### (寄宿料)

第46条 学生寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月までの間、規則に定める寄宿料を納付するものとする。

#### (入学料等の免除)

- 第47条 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者が死亡し、又は風水害等の災害を受けた場合その他やむを得ない事由により入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、入学料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予することがある。
- 2 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、又は休学、死亡その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。
  - 3 風水害等の災害を受けたことにより、寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、寄宿料の全部を免除することがある。
  - 4 前3項に関し、必要な事項は別に定める。

#### (納付した授業料等)

第48条 既納の入学検定料、入学料、授業料及び寄宿料は返還しない。ただし、前期分授業料納付の際に後期分授業料を併せて納付した者が後期分授業料の納付時期前に休学又は退学をした場合には後期分の授業料に相当する額を、第32条第4項の規定により授業

料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合には当該授業料に相当する額を、それぞれ納付した者の申出により返還する。

## 第8章 学生準則，賞罰及び除籍

### (学生準則)

第49条 学生は，この学則に定めるもののほか，別に定める学生準則を遵守しなければならない。

### (表彰)

第50条 学生として表彰に値する行為があるときには，表彰することがある。

### (懲戒)

第51条 教育上必要があるときは，学生に退学，停学，訓告その他の懲戒を加えることがある。ただし，退学は次の各号の一に該当する者について行うものとする。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し，その他学生としての本分に反した者

### (除籍)

第52条 次の各号の一に該当する者は，校長がこれを除籍する。

- 一 長期間にわたり行方不明の者
- 二 第23条に規定する休業期間を超えてなお修学できない者
- 三 授業料の納付を怠り，督促してもなお納付しない者
- 四 第17条第2項に規定する入学料免除又は徴収猶予の申請書を受理され，免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予の許可をされた者で所定の期日までに入学料を納付しない者

## 第9章 学生寮

### (学生寮)

第53条 本校に学生寮を設ける。

2 学生寮の運営その他必要な事項は，別に定める。

## 第10章 研究生，聴講生，特別聴講学生，科目等履修生及び外国人留学生

### (研究生)

第54条 本校において，特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは，本校の教育研究に支障のない場合に限り，選考のうえ，研究生として校長が入学を許可することができる。

2 研究生について，必要な事項は，別に定める。

### (聴講生)

第55条 本校において，特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは，本校の教育に支障のない場合に限り，選考のうえ聴講生として校長が入学を許可することができる。

2 聴講生について，必要な事項は別に定める。

### (特別聴講学生)

第55条の2 本校において，他の高等専門学校，短期大学(外国の短期大学を含む。)並びに大学(外国の大学を含む。)の学生が，単位互換協定等に基づき，本校が開設する特定の授業科目を履修しようとする者があるときは，本校の教育に支障のない場合に限り，選考のうえ特別聴講学生として校長が入学を許可することができる。

2 校長は，授業科目を履修した者に対し，単位の修得を認定することができる。

3 特別聴講学生について，必要な事項は別に定める。

### (科目等履修生)

第56条 本校において，1科目又は複数科目の授業科目を履修することを志願する者があるときは，本校の教育研究に支障のない場合に限り，選考のうえ，科目等履修生として校長が入学を許可することができる。

2 校長は，授業科目を履修した者に対し，単位の修得を認定することができる。

3 科目等履修生について，必要な事項は別に定める。

### (外国人留学生)

第57条 外国人で本校の第2学年以上に入学を志願するものがあるときは，選考のうえ，外国人留学生として学生定員外で校長が入学を許可することができる。

2 外国人留学生について，必要な事項は別に定める。

## 第11章 公開講座

### (公開講座)

第58条 本校に、公開講座を開設することができる。

2 公開講座について、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この学則は、昭和37年4月1日から実施する。

### 附 則

- 1 この学則は、昭和38年4月1日から施行する。
- 2 昭和38年3月31日以前に入学した者に係る授業料の額は、第29条第1項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 3 仮寄宿舍を設置する期間中仮寄宿舍に入舎している学生の寄宿料の額は、第31条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

### 附 則

- 1 この学則は、昭和41年4月1日から施行する。
- 2 昭和41年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、この学則第27条の改正にかかわらず、なお、従前の規定による。

### 附 則

この学則は、昭和41年5月18日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

### 附 則

- 1 この学則は、昭和47年5月23日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。
- 2 この学則の施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、この学則による改正後の学則(以下「新則」という。)第29条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以後において、転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、新則第29条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 昭和47年度において入学した者が納付する同年度に係る授業料の額は、新則第29条に定める授業料年額の19,200円を14,400円と読み替え、前期において納付する額は4,800円、後期において納付する額は9,600円とする。

- 5 昭和47年度における入学を許可された者に係る入学料の額は、新則第28条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 6 昭和47年度の入学、転学又は再入学に係る検定料の額は、新則第27条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

#### 附 則

この学則は、昭和49年5月27日から施行し、昭和49年4月11日から適用する。

#### 附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、この学則による改正後の学則(以下「新則」という。)第30条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以後において、転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、新則第30条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 昭和51年度において入学した者が納付する同年度に係る授業料の額は、新則第30条に定める授業料年額の43,200円を31,200円と読み替え、前期において納付する額は9,600円、後期において納付する額は21,600円とする。
- 5 昭和51年度において、学年の中途において入学した者の属する年次の在学者が、昭和51年度において入学した者である場合においては、当該入学した者について、新則第31条の規定を適用するときは、昭和51年度に限り、同条中「授業料の年額の12分の1」とあるのは、「前期又は後期において徴収する授業料の額の6分の1」とする。
- 6 前2項の規定が適用される者について、新則第32条を適用する場合においては、昭和51年度に限り、同条中「授業料の年額の2分の1に相当する額」とあるのは、「前期において徴収する授業料の額」とする。

#### 附 則

- 1 この学則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 昭和52年度における入学を許可された者に係る入学料の額は、この学則による改正後の学則(以下「新則」という。)第29条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 3 昭和52年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、新則第28条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 4 この学則の施行日前に在学している者に係る教育課程については、次の表に定めると

おりとする。

附 則

- 1 この学則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、この学則による改正後の学則(以下「新則」という。)第30条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 3 この学則の施行日以後において、転学、編入学、又は再入学した者に係る授業料の額は、新則第30条の規定にかかわらず、当該者に属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 この学則の施行日前に在学している者に係る教育課程については、次の表に定めるとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、昭和54年4月1日から実施する。
- 2 昭和54年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、新則第28条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 3 この学則の施行日前に在学している者に係る教育課程については、新教育課程への移行一覧表に定めるとおりとする。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年11月10日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年2月25日から施行する。ただし、別表第2土木工学科に関する改正規定は、昭和62年4月1日から施行し、この学則施行日前に在学している者にも適用する。

附 則

改正 昭和63年12月19日

平成2年1月16日

- 1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、別表第2機械工学科及び工業化学科に関する改正規定は、この学則施行前に在学している者にも適用する。
- 2 改正後の函館工業高等専門学校学則別表第2の規定の経過措置に関し、機械工学科、電気工学科及び工業化学科の平成元年度において5年目、4年目及び3年目に進級する者に係る教育課程は、それぞれ附則別表に定めるとおりとする。

附則別表 (略)

附 則

改正 平成2年1月16日

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年1月16日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年3月6日から施行する。ただし、第7条並びに別表第1及び別表第2情報工学科に関する改正規定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年5月20日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、この学則の施行日前に在学している者に係る教育課程は、学則第13条の規定にかかわらず、附則別表の教育課程を適用する。

附則別表 (略)

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

- 2 土木工学科は、この学則による改正後の函館工業高等専門学校学則第7条の規定にかかわらず、平成7年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 この学則施行日において、土木工学科の5年目に進級する者の一般科目及び専門科目の教育課程は、改正後の学則第13条の規定にかかわらず、附則別表1のとおりとする。
- 4 この学則施行日において、土木工学科の2年目、3年目及び4年目に進級する者に係る専門科目の教育課程は、改正後の学則第13条の規定にかかわらず、附則別表2のとおりとする。

#### 附則別表1及び附則別表2 (略)

##### 附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 工業化学科は、この学則による改正後の函館工業高等専門学校学則第7条の規定にかかわらず、平成8年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 この学則施行日において、工業化学科の2年目、3年目、4年目及び5年目に進級する者に係る専門科目の教育課程は、改正後の学則第13条の規定にかかわらず、附則別表1のとおりとする。

#### 附則別表1 (略)

##### 附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行日において、5年目に進級する者に係る一般科目の教育課程は、改正後の学則第13条の規定にかかわらず、附則別表1のとおりとする。
- 3 この学則施行日において、4年目に進級する者に係る一般科目の教育課程は、改正後の学則第13条の規定にかかわらず、附則別表2のとおりとする。
- 4 この学則施行日において、3年目に進級する者に係る一般科目の教育課程は、改正後の学則第13条の規定にかかわらず、附則別表3のとおりとする。
- 5 この学則施行日において、2年目に進級する者に係る一般科目の教育課程は、改正後の学則第13条の規定にかかわらず、附則別表4のとおりとする。

#### 附則別表1及び附則別表2 (略)

#### 附則別表3及び附則別表4 (略)

#### 附 則

- 1 この学則は、平成10年5月18日から施行し、平成10年4月1日から適用する。
- 2 この学則施行日において、5年目に在籍する者に係る履修単位数の合計は、改正後の学則第13条の規定にかかわらず、附則別表1のとおりとする。
- 3 この学則施行日において、4年目に在籍する者に係る履修単位数の合計は、改正後の学則第13条の規定にかかわらず、附則別表2のとおりとする。
- 4 この学則施行日において、3年目に在籍する者に係る履修単位数の計は、改正後の学則第13条の規定にかかわらず、附則別表3のとおりとする。
- 5 この学則施行日において、2年目に在籍する者に係る履修単位数の合計は、改正後の学則第13条の規定にかかわらず、附則別表4のとおりとする。

附則別表1及び附則別表2 (略)

附則別表3及び附則別表4 (略)

#### 附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、別表第2情報工学科に関する改正規定は、平成10年度に1年目に在学している者にも適用する。
- 2 この学則施行日において、機械工学科の5年目に進級する者に係る専門科目の教育課程は、改正後の学則第13条の規定にかかわらず、附則別表第1のとおりとする。
- 3 この学則施行日において、機械工学科の4年目に進級する者に係る専門科目の教育課程は、改正後の学則第13条の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。
- 4 この学則施行日において、機械工学科の3年目に進級する者に係る専門科目の教育課程は、改正後の学則第13条の規定にかかわらず、附則別表第3のとおりとする。
- 5 この学則施行日において、機械工学科の2年目に進級する者に係る専門科目の教育課程は、改正後の学則第13条の規定にかかわらず、附則別表第4のとおりとする。
- 6 この学則施行日において、情報工学科の5年目に進級する者に係る専門科目の教育課程は、改正後の学則第13条の規定にかかわらず、附則別表第5のとおりとする。
- 7 この学則施行日において、情報工学科の3年目、4年目に進級する者に係る専門科目の教育課程は、改正後の学則第13条の規定にかかわらず、附則別表第6のとおりとする。

附則別表1及び附則別表2 (略)

附則別表3及び附則別表4 (略)

## 附則別表5及び附則別表6 (略)

### 附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 電気工学科は、この学則による改正後の函館工業高等専門学校学則第7条の規定にかかわらず、平成12年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 この学則施行日において、5年目に進級する者に係る専門科目の教育課程は、改正後の学則第13条の規定にかかわらず、附則別表1のとおりとする。
- 4 この学則施行日において、4年目に進級する者に係る専門科目の教育課程は、改正後の学則第13条の規定にかかわらず、附則別表2のとおりとする。
- 5 この学則施行日において、機械工学科の3年目に進級する者に係る専門科目の教育課程は、改正後の学則第13条の規定にかかわらず、附則別表3のとおりとする。
- 6 この学則施行日において、電気工学科、情報工学科、物質工学科及び環境都市工学科の2年目、3年目に進級する者に係る専門科目の教育課程は、改正後の学則第13条の規定にかかわらず、附則別表4のとおりとする。
- 7 この学則施行日において、機械工学科の2年目に進級する者に係る専門科目の教育課程は、改正後の学則第13条の規定にかかわらず、附則別表5のとおりとする。

## 附則別表1及び附則別表2 (略)

## 附則別表3及び附則別表4 (略)

## 附則別表5 (略)

### 附 則

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成14年2月27日から施行する。

### 附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行日において、2年目、3年目、4年目、5年目に進級する者に係る一般科目の教育課程は改正後の学則第13条の規定にかかわらず、附則別表1のとおりとする。

- 3 この学則施行日において、電気工学科の5年目に進級する者に係る専門科目の教育課程は改正後の学則第13条の規定にかかわらず、附則別表2のとおりとする。
- 4 この学則施行日において、機械工学科の2年目、3年目、4年目、5年目に進級する者に係る専門科目の教育課程は改正後の学則第13条の規定にかかわらず、附則別表3のとおりとする。
- 5 この学則施行日において、電気電子工学科の2年目、3年目、4年目に進級する者に係る専門科目の教育課程は改正後の学則第13条の規定にかかわらず、附則別表4のとおりとする。
- 6 この学則施行日において、情報工学科の2年目、3年目、4年目、5年目に進級する者に係る専門科目の教育課程は改正後の学則第13条の規定にかかわらず、附則別表5のとおりとする。
- 7 この学則施行日において、物質工学科の2年目、3年目、4年目、5年目に進級する者に係る専門科目の教育課程は改正後の学則第13条の規定にかかわらず、附則別表6のとおりとする。
- 8 この学則施行日において、環境都市工学科の2年目、3年目、4年目、5年目に進級する者に係る専門科目の教育課程は改正後の学則第13条の規定にかかわらず、附則別表7のとおりとする。

附則別表1及び附則別表2 (略)

附則別表3及び附則別表4 (略)

附則別表5及び附則別表6 (略)

附則別表7 (略)

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行日において、専攻科第2学年に進級する者に係る教育課程は改正後の学則第37条の規定にかかわらず、附則別表1のとおりとする。

#### 附則別表1 (略)

##### 附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行日において、専攻科第2学年に進級する者に係る教育課程は改正後の学則第37条の規程にかかわらず、附則別表1のとおりとする。

#### 附則別表1 (略)

##### 附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行日において、専攻科第2学年に進級する者に係る教育課程は改正後の学則第37条の規程にかかわらず、附則別表1のとおりとする。

#### 附則別表1 (略)

##### 附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

##### 附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行日において、機械工学科、電気電子工学科、情報工学科及び環境都市工学科の3年目、4年目、5年目に進級する者に係る専門科目の教育課程は、改正後の学則第13条の規定にかかわらず、附則別表1のとおりとする。

#### 附則別表1 (略)

##### 附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行日において、物質工学科の5年目に進級する者に係る教育課程は改正後の学則第13条の規程にかかわらず、附則別表1のとおりとする。

#### 附則別表1 (略)

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行日において、専攻科第2学年に在学する者に係る教育課程は改正後の学則第37条の規定にかかわらず、附則別表1のとおりとする。

**附則別表1 (略)**

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行日において、2年目、3年目、4年目、5年目に進級する者に係る一般科目の教育課程は改正後の学則第13条の規程にかかわらず、附則別表1のとおりとする。
- 3 この学則施行日において、情報工学科の5年目に進級する者に係る専門科目の教育課程は改正後の学則第13条の規程にかかわらず、附則別表2のとおりとする。

**附則別表1及び附則別表2 (略)**

附 則抄

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行日において、専攻科第2学年に在学する者に係る教育課程は改正後の学則第37条の規定にかかわらず、附則別表1のとおりとする。

**附則別表1 (略)**

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行日において、4年目、5年目に進級する者に係る一般科目の教育課程は改正後の学則第13条の規定にかかわらず、附則別表1のとおりとする。

#### 附則別表1 (略)

##### 附 則

この学則は、平成24年4月23日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

##### 附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

##### 附 則

- 1 この学則は、平成24年11月19日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 この学則適用日において、環境都市工学科の4年目に在学する者に係る専門科目の教育課程は学則第13条の規程にかかわらず、附則別表のとおりとする。ただし、平成25年4月1日に環境都市工学科の5年目に進級できず、4年目に留め置かれた者については、別表第2の環境都市工学科に係る専門科目の教育課程を適用する。

#### 附則別表 (略)

##### 附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この学則第7条第1項の規定にかかわらず、第1条に規定する目的を達成するため、本校に次の学科を置き、学級数は次のとおりとする。

学科	学級数
機械工学科	1
電気電子工学科	1
情報工学科	1
物質工学科	1
環境都市工学科	1

- 3 前項に掲げる学科の教育目的は、次のとおりとする。
  - (1) 機械工学科は、機械工学に関する専門的知識と幅広い他分野の先端技術とを融合させ、社会に役立つ新たな機械技術及び機械システムを創造できる発想力豊かな技術者を育成することを目的とする。
  - (2) 電気電子工学科は、自然科学と電気電子技術に対する十分な基礎知識を持ち、エレクトロニクスを中心とした電気関連技術を支える応用力のある創造性の豊かな技術者

を育成することを目的とする。

(3) 情報工学科は、情報社会を支える情報工学の専門知識を身に付け、システムの設計・開発・応用等の幅広い領域で活躍できる実践的技術者を育成することを目的とする。

(4) 物質工学科は、化学と材料物性、資源と環境保全や生物学に関する基礎的知識と先端技術を融合して、地球環境や自然に配慮した人類に役立つ物質を創造できる技術者を育成することを目的とする。

(5) 環境都市工学科は、構造物と自然との調和、自然と人間及び社会の安全に対する先見的な広い視野を持ち、文明社会において環境都市工学の果たす役割を理解して、応用発展を志向する創造性豊かな技術者を育成することを目的とする。

4 第2項に規定する学科は、平成25年3月31日に当該学科に在学する者及び平成27年度までに編入学した者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

5 平成25年3月31日に当該学科に在学する者及び平成27年度までに編入学した者に係る学年毎の授業科目並びにその開設単位数及び履修単位数は、一般科目にあつては附則別表第1、専門科目にあつては附則別表第2のとおりとする。

#### 附則別表1及び附則別表2 (略)

##### 附 則

1 この学則は、平成25年7月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

##### 附 則

この学則は、平成25年10月23日から施行し、平成25年8月1日から適用する。

附則別表第1

一般科目

区分	科目名	学年別単位数及び実施時期／時間数(2～4年生用)					備考
		1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	国語	2/	2通/2	2通/2			
	国語演習	2/	2通/2				
	地理	2/					
	歴史Ⅰ		2通/2				
	歴史Ⅱ			2通/2			
	現代社会					2通/2	
	基礎数学Ⅰ	3/					
	基礎数学Ⅱ	4/					
	代数幾何		2通/2	1半/2			3年は前期，後期のいずれかに週2時間
	微分積分		4通/4	4通/4			
	物理	2/	3通/3				
	化学Ⅰ	2/					物質工学科以外 物質工学科
		3/					
	化学Ⅱ		2前/1 後/3				物質工学科以外 物質工学科
		2/					
	化学Ⅲ			1半/2			物質工学科以外で前期，後期のいずれかに週2時間
	情報処理基礎	2/					
	スポーツ科学	2/	2通/2	2通/2	1前/2	1前/2	
	英語講読	2/	2通/2				
	基礎英文法	2/					
英語構文		1前/2					
英語コミュニケーションⅠ	2/						
英語コミュニケーションⅡ		1通/1					
英語コミュニケーションⅢ				1前後/2			
英語表現		1後/2	2通/2				
英語演習			2通/2	2通/2	1通/1		
選択必修科目	ドイツ語					2	いずれか1科目又は
	ロシア語					2	
	中国語					2	
	文章作成法				1	1	
	近代文学					1	
	古典文学				1	1	
	人間と文明Ⅰ				1	2	

	人間と文明Ⅱ					1	科目 2単位 選択	前後/2	2科目 2単位 選択	
	人間と文明Ⅲ							1		前/2
	政治と経済					1		後/2		
	倫理学							1		後/2
	英語特講A					1		前/2		
	英語特講B					1		後/2		
	スポーツ科学概論							1		前/2
	数学演習A					1		前/2		
	数学演習B					1		後/2		
	生命科学概論					1		前後/2		
選択科目	数学特講								1	前/2
	ボランティア活動	1	1	1	1	1			1	
	特別研修	1	1	1	1	1			1	
開設単位計		29	26	18	16				17	物質工学科以外
		32	24	17	16				17	物質工学科
履修単位計		27	24	16	6				6	物質工学科以外
		30	22	15	6				6	物質工学科

一般科目

区分	科目名	学年別単位数及び実施時期/時間数(5年生用)					備考
		1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	国語	2/	2通/2	2通/2			
	国語演習	2/	2通/2				
	地理Ⅰ	1/					
	地理Ⅱ		1				
	歴史Ⅰ		2通/2				
	歴史Ⅱ			2通/2			
	現代社会					2通/2	
	基礎数学Ⅰ	3/					
	基礎数学Ⅱ	4/					
	代数幾何		2通/2	1半/2			3年は前期，後期のいずれかに週2時間
	微分積分		4通/4	4通/4			
	物理	2/	3通/3				
	化学Ⅰ	2/					物質工学科以外 物質工学科
		3/					
	化学Ⅱ		2前/1 後/3				物質工学科以外 物質工学科
2/							
化学Ⅲ			1半/2			物質工学科以外で前期，後期のいずれかに週2時間	
情報処理基礎	2/						
スポーツ科学	2/	2通/2	2通/2	1前/2	1前/2		

	英語講読	2/	2通/2						
	基礎英文法	2/							
	英語構文		1前/2						
	英語コミュニケーションⅠ	2/							
	英語コミュニケーションⅡ		1通/1						
	英語コミュニケーションⅢ					1前後/2			
	英語表現		1後/2	2通/2					
	英語演習			2通/2	2通/2		1通/1		
選択必修科目	ドイツ語						2	いずれか1科目又は2科目2単位選択	通/2
	ロシア語						2		通/2
	中国語						2		通/2
	文章作成法				1	いずれか2科目2単位選択	前/2		
	近代文学						1		後/2
	古典文学				1		後/2		
	人間と文明Ⅰ				1		前後/2		
	人間と文明Ⅱ				1		前後/2		
	人間と文明Ⅲ						1		前/2
	政治と経済				1		後/2		
	倫理学						1		後/2
	英語特講A				1		前/2		
	英語特講B				1		後/2		
	スポーツ科学概論						1		前/2
	数学演習A				1		前/2		
	数学演習B				1		後/2		
生命科学概論				1		前後/2			
選択科目	数学特講							1	前/2
	ボランティア活動	1	1	1	1			1	
	特別研修	1	1	1	1			1	
開設単位計		28	27	18	16			17	物質工学科以外
		31	25	17	16			17	物質工学科
履修単位計		26	25	16	6			6	物質工学科以外
		29	23	15	6			6	物質工学科

附 則

この学則は、平成26年1月20日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年6月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行日において、専攻科第2学年に在学する者に係る教育課程は改正後の学則第37条の規定にかかわらず、附則別表1のとおりとする。

附則別表1

○生産システム工学専攻

授業科目			単位数	学年配当		必要修得単位数		
				1年	2年			
一般科目	必修	ビジネス英語	2	2		4単位		
		英語プレゼンテーション演習	2		2			
		小計	4	2	2			
	選択	ビジネス英語演習	2	2		2単位以上		
		比較文学論	2		2			
		経済地理学	2		2			
		マーケティング	2		2			
		科学技術史概論	2		2			
		国際政治論	2		2			
		小計	12	2	10			
一般科目開設単位数合計			16	4	12			
一般科目履修単位数合計			6			6単位以上		
専門 共通 科目	必修選 択	機械工学通論	2	2		※1		
		電気工学通論	2	2		※2		
		情報工学通論	2	2		※3		
		物質工学通論	2	2		※4		
		土木工学通論	2	2		※5		
		プログラミング基礎	2	2		※6		
		小計	12	12		※7		
	選択	応用解析学Ⅰ	2	2		機械工学科 電気電子工学科 情報工学科 14単位以上 物質工学科 環境都市工学科の出身者 10単位以上		
		応用解析学Ⅱ	2	2				
		システム工学特論	2	2				
		景観デザイン設計	2	2				
		数値解析論	2		2			
		シミュレーション工学	2	2				
		固体物性論	2	2				
		量子力学	2	2				
		材料科学	2	2				
		腐食防食工学	2	2				
		都市工学	2		2			
		環境マネジメント	2	2				
		品質管理	2	2				
		環境微生物工学	2		2			
		生物工学基礎	2	2				
		技術者倫理※8	2	2				
		特別講義	1	1				
		小計	33	27	6			
		専門共通科目開設単位数合計			45	39	6	
		専門共通科目履修単位数合計			20			20単位以上

専門 展開 科目	必修	生産システム工学特別実験	2	2	24単位
		生産システム工学創造実験	2	2	
		複合創造実験	2		2
		生産システム工学総合演習	2		2
		生産システム工学特別研究Ⅰ	4	4	
		生産システム工学特別研究Ⅱ	8		8
		インターンシップ	4	4	
		小計	24	12	12
	選択	流体力学特論	2	2	12単位以上
		真空工学	2		2
		熱流体力学	2		2
		精密加工特論	2	2	
		金属物性論	2	2	
		生産プロセス工学	2	2	
		バイオメカニクス	2		2
		電気磁気学特論	2	2	
		アドバンスト制御工学	2		2
		計測システム特論	2		2
		電力システム工学	2		2
		電子回路特論	2	2	
固体電子工学	2	2			
半導体デバイス工学	2		2		
電磁波工学特論	2	2			
デジタル信号処理	2		2		
画像処理工学	2	2			
ネットワーク特論	2		2		
知能機械	2		2		
小計	38	18	20		
専門展開科目開設単位数合計		62	30	32	
専門展開科目履修単位数合計		36		36単位以上	
全授業科目開設単位数合計		123	73	50	
全授業科目履修単位数合計		62		62単位以上	

- ※1 機械工学科出身者以外は必修，機械工学科出身者には単位認定しない。  
 ※2 環境都市，物質工学科出身者は必修，機械，電気電子，情報工学科出身者には単位認定しない。  
 ※3 機械，環境都市，物質工学科出身者は必修，電気電子，情報工学科出身者には単位認定しない。  
 ※4 物質工学科出身者以外は必修，物質工学科出身者には単位認定しない。  
 ※5 環境都市工学科出身者以外は必修，環境都市工学科出身者には単位認定しない。  
 ※6 環境都市，物質工学科出身者は必修，機械，電気電子，情報工学科出身者には単位認定しない。  
 ※7 機械，電気電子，情報工学科出身者6単位，物質，環境都市工学科出身者10単位  
 ※8 環境都市工学科出身者は必修。

(注)出身学科が上記※1～8のいずれにも該当しない場合は，専攻科委員会で決定する。

○環境システム工学専攻

授業科目			単位数	学年配当		必要修得単位数	
				1年	2年		
一般科目	必修	ビジネス英語	2	2		4単位	
		英語プレゼンテーション演習	2		2		
		小計	4	2	2		
	選択	ビジネス英語演習	2	2		2単位以上	
		比較文学論	2		2		
		経済地理学	2		2		
		マーケティング	2		2		
		科学技術史概論	2		2		
		国際政治論	2		2		
		小計	12	2	10		
一般科目開設単位数合計			16	4	12		
一般科目履修単位数合計			6	6単位以上			
専門 共通 科目	必修選 択	機械工学通論	2	2		※1	
		電気工学通論	2	2		※2	
		情報工学通論	2	2		※3	
		物質工学通論	2	2		※4	
		土木工学通論	2	2		※5	
		プログラミング基礎	2	2		※6	
		小計	12	12		※7	
	選択	応用解析学Ⅰ	2	2		機械工学科 電気電子工学科 情報工学科 14単位以上 物質工学科 環境都市工学科の出身者 10単位以上	
		応用解析学Ⅱ	2	2			
		システム工学特論	2	2			
		景観デザイン設計	2	2			
		数値解析論	2		2		
		シミュレーション工学	2	2			
		固体物性論	2	2			
		量子力学	2	2			
		材料科学	2	2			
		腐食防食工学	2	2			
		都市工学	2		2		
		環境マネジメント	2	2			
		品質管理	2	2			
		環境微生物工学	2		2		
		生物工学基礎	2	2			
		技術者倫理※8	2	2			
		特別講義	1	1			
		小計	33	27	6		
		専門共通科目開設単位数合計			45	39	6
		専門共通科目履修単位数合計			20	20単位以上	
専門 展開	必修	環境システム工学特別実験	2	2		24単位	
		環境システム工学創造実験	2	2			

科目		複合創造実験	2		2
		環境システム工学総合演習	2		2
		環境システム工学特別研究Ⅰ	4	4	
		環境システム工学特別研究Ⅱ	8		8
		インターンシップ	4	4	
		小計	24	12	12
	選択	構造有機化学	2	2	12単位以上
		微生物培養工学	2		2
		触媒工学	2		2
		新素材論Ⅰ	2	2	
		新素材論Ⅱ	2	2	
		リサイクル工学	2		2
		コンクリート工学特論	2	2	
		弾性力学	2	2	
		構造設計特論	2		2
	構造解析学	2		2	
	地盤物性学	2	2		
	流域環境特論	2		2	
	小計	22	12	12	
	専門展開科目開設単位数合計	46	24	24	
	専門展開科目履修単位数合計	36		36単位以上	
	全授業科目開設単位数合計	107	67	42	
	全授業科目履修単位数合計	62		62単位以上	

- ※1 機械工学科出身者以外は必修，機械工学科出身者には単位認定しない。
- ※2 環境都市，物質工学科出身者は必修，機械，電気電子，情報工学科出身者には単位認定しない。
- ※3 機械，環境都市，物質工学科出身者は必修，電気電子，情報工学科出身者には単位認定しない。
- ※4 物質工学科出身者以外は必修，物質工学科出身者には単位認定しない。
- ※5 環境都市工学科出身者以外は必修，環境都市工学科出身者には単位認定しない。
- ※6 環境都市，物質工学科出身者は必修，機械，電気電子，情報工学科出身者には単位認定しない。
- ※7 機械，電気電子，情報工学科出身者6単位，物質，環境都市工学科出身者10単位
- ※8 環境都市工学科出身者は必修。

(注)出身学科が上記※1～8のいずれにも該当しない場合は，専攻科委員会で決定する。

附 則(平成28年2月15日函高専達第15号)

- 1 この学則は、平成28年2月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この学則適用日において、生産システム工学科の第3学年に在籍する者に係る専門科目の教育課程は、改正後の学則第13条の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表

○生産システム工学科 教育課程表

生産システム工学科								
区分	科目名	単位数	学年別単位数					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
学科 共通 科目 (必修)	工学基礎実験	2	2					
	工学リテラシー	2	2					
	プログラミング入門	2	2					
	情報処理基礎	2	2					
	センシング演習基礎	1		1				
	力学基礎	1		1				
	工業力学基礎	1		1				
	電気磁気学基礎	1		1				
	電気回路基礎	1		1				
	プログラミング基礎	2		2				
	生産システム実習基礎	2		2				
	生産システム創造実験 I	2			2			
	情報ネットワーク基礎	2			2			
	論理回路	2			2			
	生産システム創造実験 II	2				2		
	制御工学 I	1				1		
	システム工学	1					1	
	ヒューマンインタフェース I	1					1	
	生産プロセス工学概論	1					1	
	科学技術英語	1					1	
技術者倫理	1					1		
小計	31	8	9	6	3	5		
コース別 主要科目	機械工作法	2		2				
	機械工作実習 I	2		2				
	要素製図	1			1			
	工業力学	1			1			
	設計製図 I	2			2			
	機械設計法 I	2			2			
	材料力学 I	1			1			
	機械工作実習 II	2			2			
	機構学	2				2		
	材料学 I	2				2		
	流体力学 I	1				1		
	熱力学 I	1				1		
	設計製図 II	2				2		
	機械工学実験 I	2				2		
	応用数学A	2				2		
応用物理	1				1			

	材料力学Ⅱ	2				2	
	機械設計法Ⅱ	1					1
	材料試験法	2					2
	機械力学	1					1
	制御工学ⅡA	1					1
	小計	33	0	4	9	15	5
コース別 主要科目 電気電子 コース	電気磁気学Ⅰ	1		1			
	電気回路Ⅰ	1		1			
	電気電子工学基礎実験Ⅰ	2		2			
	電気電子計測Ⅰ	1			1		
	電気磁気学Ⅱ	2			2		
	電気回路Ⅱ	2			2		
	電子回路Ⅰ	1			1		
	電子工学Ⅰ	1			1		
	電気電子工学基礎実験Ⅱ	2			2		
	デジタル回路	1				1	
	電気回路Ⅲ	2				2	
	電気電子計測Ⅱ	1				1	
	応用プログラミングB	1					1
	電気回路Ⅳ	2				2	
	電子回路Ⅱ	2				2	
	電気電子材料	2				2	
	電気エネルギー発生	1				1	
	電気機器Ⅰ	2				2	
	電気電子数学Ⅰ	1				1	
	パワーエレクトロニクス	1					1
	電気電子応用	1					1
制御工学ⅡB	2					2	
電気電子数学Ⅱ	1				1		
小計	33	0	4	9	15	5	
コース別 主要科目 情報 コース	情報工学実験Ⅰ	2		2			
	コンピュータアーキテクチャ	2		2			
	情報工学実験Ⅱ	3			3		
	アルゴリズムとデータ構造	2			2		
	確率・統計	2			2		
	応用プログラミングA	2			2		
	情報工学実験Ⅲ	2				2	
	応用数学B	2				2	
	オートマトン	2				2	
	論理と計算理論	1				1	
	ソフトウェア工学	2				2	
	信号処理	2				2	
	情報ネットワーク	2				2	
	情報数学	2				2	
ソフトウェア開発演習	2					2	

		オペレーティングシステム	2					2	
		数値解析	1					1	
		小計	33	0	4	9	15	5	
学科別・コース別必修科目 履修単位数小計			64	8	13	15	18	10	
履修コース別必修及び選択科目	設計加工履修コース	電機制御	2					2	
		CAD/CAM/CAE I	2					2	
		精密加工学	2					2	
		情報処理	2					2	
		計測工学	2					2	
		卒業研究(設計加工履修コース)	8					8	
		機械工学実験Ⅱ	2					2	
	履修コース選択	学外実習(設計加工履修コース)	1					1	計6単位以上を修得
		伝熱工学	1					1	
		内燃機関	1					1	
		流体機械	2					2	
		熱力学Ⅱ	2					2	
		材料学Ⅱ	2					2	
		CAD/CAM/CAEⅡ	3					3	
エネルギー履修コース	履修コース必修	エネルギー基礎実験	2					2	機械コースのみ必修 電気電子コースのみ必修
		機械電気エネルギー変換	2					2	
		エネルギーと資源	2					2	
		卒業研究(エネルギー履修コース)	8					8	
		エネルギー応用実験	2					2	
		電気エネルギー基礎	2					2	
		機械エネルギー基礎	2					2	
	履修コース選択	学外実習(エネルギー履修コース)	1					1	計8単位以上を修得
		伝熱工学	1					1	
		内燃機関	1					1	
		流体機械	2					2	
		電気機器Ⅱ	2					2	
		電気エネルギー輸送	2					2	
		エネルギー材料	1					1	
エネルギー教育活動実習	1					4, 5年で1単位を修得すること			
熱力学Ⅱ	2					2			
流体力学Ⅱ	2					2			
熱エネルギー変換工学	1					1			
高電圧プラズマ	1					1			
電気法規	1					1			
エネルギーシステム	2					2			

		エネルギー応用	2				2		
		電気製図・CAD	2				2		
回路 エ レ ク ト ロ ニ ク ス 履 修 コ ー ス	履 修 コ ー ス 必 修	CAD・回路シミュレーション	2				2	電気電子コースのみ必修	
		エレクトロニクス基礎実験	2				2		
		電子工学Ⅱ	2				2		
	履 修 コ ー ス 選 択	履 修 コ ー ス 選 択	信号処理基礎	2				2	電気電子コースのみ必修
			卒業研究(回路エレクトロニクス履修コース)	8				8	
			エレクトロニクス応用実験	2				2	
			情報通信工学	2				2	
			電子回路Ⅲ	2				2	
			電磁気学概論	2				2	情報コースのみ必修
			電気回路概論	2				2	情報コースのみ必修
	履 修 コ ー ス 選 択	履 修 コ ー ス 選 択	電子回路概論	2				2	情報コースのみ必修
			応用計測回路設計製作	2	電気電子コースは計4単位以上を選択, 情報コースはコース別必修と基礎実験により必要単位数を満たす。ただし, 必要最低履修単位数「以上」としての履修は妨げない			2	電気電子コースのみ選択可
			応用電子回路設計製作	2				2	
学外実習(回路エレクトロニクス履修コース)			1				1		
論理設計			2				2		
モデルベース開発			2				2		
デジタル信号処理			2				2		
計測システム工学			2				2		
電磁波工学	2			2					
IT ・ ソ フ ト ウ ェ ア 履 修 コ ー ス	履 修 コ ー ス 必 修	情報工学実験Ⅳ	2				2	第4学年に2～3単位, 第5学年に5～6単位, 計8単位以上を修得	
		情報理論	1				1		
		プログラミング言語論	1				1		
		コンピュータ工学	2				2		
		オブジェクト指向プログラミング	2				2		
		卒業研究(IT・ソフトウェア履修コース)	8				8		
		情報工学実験Ⅴ	2				2		
	履 修 コ ー ス 選 択	履 修 コ ー ス 選 択	学外実習(IT・ソフトウェア履修コース)	1					1
			Webシステム	2					2
			論理設計	2					2
			ヒューマンインタフェースⅡ	1					1
			セキュリティ	1					1
			画像処理	2					2
			モデルベース開発	2					2
			符号理論	1					1
			データベース	2					2

ロボティクス履修コース	履修	ロボティクス実験	2			2	
	コース	マイクロコントローラ	2			2	
	必修	医用福祉工学概論	2			2	
	履修	ロボット工学	2			2	
	コース	卒業制作(ロボティクス履修コース)	4			4	
		卒業研究(ロボティクス履修コース)	4			4	
		機械設計	2			2	機械コース以外必修
		機構学概論	2			2	機械コース以外必修
		電気回路概論	2			2	電気電子コース以外必修
		電子回路概論	2			2	電気電子コース以外必修
		信号処理基礎	2			2	情報コース以外必修
		ソフトウェア工学概論	2			2	情報コース以外必修
		材料学Ⅱ	2	コース別必修を含めて2単位以上修得		2	機械コースは必修
		制御工学ⅡB	2			2	情報コースは必修
	電子回路Ⅲ	2			2	電気電子コースは必修	
選択	学外実習(ロボティクス履修コース)	1			1	必修	
グローバルマネジメント履修コース	履修	応用物理特講Ⅰ	2			2	
	コース	応用化学特講Ⅰ	2			2	
	必修	Engineering EnglishⅠ	2			2	
	履修	応用数学特講	2			2	
	コース	Engineering EnglishⅡ	2			2	
	履修	卒業研究(グローバルマネジメント履修コース)	4			4	
	※	学外実習(グローバルマネジメント履修コース)	1			1	
コース別選択科目	熱力学Ⅱ	2			2	機械コースは、6単位以上を修得	
	材料学Ⅱ	2			2		
	CAD/CAM/CAEⅡ	3			3		
	流体力学Ⅱ	2			2		
	熱エネルギー変換工学	1			1		
	エネルギー基礎実験	2	電気電子コースは、上段又は下段のどちらかの科目群を選択し、所定の科目を修得する。		2	必修 4単位以上を修得	
	電気機器Ⅱ	2			2		
	電気エネルギー輸送	2			2		
	高電圧プラズマ	1			1		
	電気法規	1			1		
	エネルギーシステム	2			2		
	エネルギー応用	2			2		
	電気製図・CAD	2			2		
	エレクトロニクス基礎実験	2			2	必修	



専門科目開設単位数(設計加工履修コース)	96	8	13	15	31	29
専門科目履修単位数(設計加工履修コース)	90	8	13	15	54	
専門科目開設単位数(エネルギー履修コース)	110	8	17	24	36~37	35~36
専門科目履修単位数(エネルギー履修コース)	90	8	13	15	54	
専門科目開設単位数(回路エレクトロニクス履修コース)	120	8	17	24	39	32
専門科目履修単位数(回路エレクトロニクス履修コース)	90	8	13	15	54	
専門科目開設単位数(IT・ソフトウェア履修コース)	96	8	13	15	31	29
専門科目履修単位数(IT・ソフトウェア履修コース)	90	8	13	15	54	
専門科目開設単位数(ロボティクス履修コース)	125	8	21	33	33	30
専門科目履修単位数(ロボティクス履修コース)	90	8	13	15	54	
専門科目開設単位数(グローバルマネジメント履修コース)	168	8	21	33	46	60
専門科目履修単位数(グローバルマネジメント履修コース)	84	8	13	15	48	
一般科目履修単位数	77	25	20	18	8	6
一般科目履修単位数(グローバルマネジメント履修コース)	83	25	20	18	12	8
履修単位数計	167	33	33	33	68	

注)グローバルマネジメント履修コースにある※は「履修コース共通選択科目」

附 則(平成28年3月15日函高専達第18号)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日函高専達第92号)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月13日函高専達第50号)

この学則は、平成28年6月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成29年3月14日函高専達第71号)

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日の前日において、生産システム工学科の第4学年に在籍する者に係る専門科目の教育課程は、学則第13条第2項の別表第2にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表

○生産システム工学科 教育課程表

生産システム工学科								
区分	科目名	単位数	学年別単位数					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
学科 共通 科目 (必 修)	工学基礎実験	2	2					
	工学リテラシー	2	2					
	プログラミング入門	2	2					
	情報処理基礎	2	2					
	センシング演習基礎	1		1				
	力学基礎	1		1				
	工業力学基礎	1		1				
	電気磁気学基礎	1		1				
	電気回路基礎	1		1				
	プログラミング基礎	2		2				
	生産システム実習基礎	2		2				
	生産システム創造実験 I	2			2			
	情報ネットワーク基礎	2			2			
	論理回路	2			2			
	生産システム創造実験 II	2				2		
	制御工学 I	1				1		
	システム工学	1					1	
	ヒューマンインタフェース I	1					1	
	生産プロセス工学概論	1					1	
	科学技術英語	1					1	
技術者倫理	1					1		
小計	31	8	9	6	3	5		
コ ー ス 別 主 要 科 目	機械工作法	2		2				
	機械工作実習 I	2		2				
	要素製図	1			1			
	工業力学	1			1			
	設計製図 I	2			2			
	機械設計法 I	2			2			
	材料力学 I	1			1			
	機械工作実習 II	2			2			
	機構学	2				2		
	材料学 I	2				2		
	流体力学 I	1				1		
	熱力学 I	1				1		
	設計製図 II	2				2		
	機械工学実験 I	2				2		
	応用数学A	2				2		
	応用物理	1				1		

	材料力学Ⅱ	2				2	
	機械設計法Ⅱ	1					1
	材料試験法	2					2
	機械力学	1					1
	制御工学ⅡA	1					1
	小計	33	0	4	9	15	5
コース別 主要科目 電気電子 コース	電気磁気学Ⅰ	1		1			
	電気回路Ⅰ	1		1			
	電気電子工学基礎実験Ⅰ	2		2			
	電気電子計測Ⅰ	1			1		
	電気磁気学Ⅱ	2			2		
	電気回路Ⅱ	2			2		
	電子回路Ⅰ	1			1		
	電子工学Ⅰ	1			1		
	電気電子工学基礎実験Ⅱ	2			2		
	デジタル回路	1				1	
	電気回路Ⅲ	2				2	
	電気電子計測Ⅱ	1				1	
	応用プログラミングB	1					1
	電気回路Ⅳ	2				2	
	電子回路Ⅱ	2				2	
	電気電子材料	2				2	
	電気エネルギー発生	1				1	
	電気機器Ⅰ	2				2	
	電気電子数学Ⅰ	1				1	
	パワーエレクトロニクス	1					1
電気電子応用	1					1	
制御工学ⅡB	2					2	
電気電子数学Ⅱ	1				1		
小計	33	0	4	9	15	5	
コース別 主要科目 情報 コース	情報工学実験Ⅰ	2		2			
	コンピュータアーキテクチャ	2		2			
	情報工学実験Ⅱ	3			3		
	アルゴリズムとデータ構造	2			2		
	確率・統計	2			2		
	応用プログラミングA	2			2		
	情報工学実験Ⅲ	2				2	
	応用数学B	2				2	
	オートマトン	2				2	
	論理と計算理論	1				1	
	ソフトウェア工学	2				2	
	信号処理	2				2	
	情報ネットワーク	2				2	
	情報数学	2				2	
	ソフトウェア開発演習	2					2

		オペレーティングシステム	2					2	
		数値解析	1					1	
		小計	33	0	4	9	15	5	
学科別・コース別必修科目 履修 単位数小計			64	8	13	15	18	10	
履修 コース 別 必修 及び 選択 科目	設計 加工 履修 必修 コース	電機制御	2					2	計6単位以上を 修得
		CAD/CAM/CAE I	2					2	
		精密加工学	2					2	
		情報処理	2					2	
		計測工学	2					2	
		卒業研究(設計加工履修 コース)	8					8	
		機械工学実験Ⅱ	2					2	
	履修 コース 選択	学外実習(設計加工履修 コース)	1					1	
		伝熱工学	1					1	
		内燃機関	1					1	
		流体機械	2					2	
		熱力学Ⅱ	2					2	
		材料学Ⅱ	2					2	
		CAD/CAM/CAEⅡ	3					3	
エネ ルギ ー 履 修 コ ー ス	履修 必修 コース	エネルギー基礎実験	2					2	機械コースが履修 電気電子コースが 履修  計8単位以上を 修得
		機械電気エネルギー変換	2					2	
		エネルギーと資源	2					2	
		卒業研究(エネルギー履 修コース)	8					8	
		エネルギー応用実験	2					2	
		電気エネルギー基礎	2					2	
		機械エネルギー基礎	2					2	
	履修 コース 選択	学外実習(エネルギー履 修コース)	1					1	
		伝熱工学	1					1	
		内燃機関	1					1	
		流体機械	2					2	
		電気機器Ⅱ	2					2	
		電気エネルギー輸送	2					2	
		エネルギー材料	1					1	
エネルギー教育活動実習	1					4, 5年で1単位を 修得すること			
熱力学Ⅱ	2					2			
流体力学Ⅱ	2					2			
熱エネルギー変換工学	1					1			
高電圧プラズマ	1					1			
電気法規	1					1			
エネルギーシステム	2					2			

		エネルギー応用	2				2		
		電気製図・CAD	2				2		
回路 エレクトロニクス 履修コース	履修 コース 必修	CAD・回路シミュレーション	2				2	電気電子コースが履修	
		エレクトロニクス基礎実験	2				2		
		電子工学Ⅱ	2				2		
		信号処理基礎	2				2		
		卒業研究(回路エレクトロニクス履修コース)	8				8		
		エレクトロニクス応用実験	2				2	電気電子コースが履修	
		情報通信工学	2				2		
		電子回路Ⅲ	2				2		
		電磁気学概論	2				2		
		電気回路概論	2				2	情報コースが履修	
	電子回路概論	2				2	情報コースが履修		
	履修 コース 選択	応用計測回路設計製作	2	電気電子コースは計4単位以上を修得，情報コースは計2単位以上を修得				2	電気電子コースが履修可
		応用電子回路設計製作	2					2	
学外実習(回路エレクトロニクス履修コース)		1					1		
論理設計		2					2		
モデルベース開発		2					2		
デジタル信号処理		2					2		
計測システム工学		2					2		
電磁波工学		2					2		
IT・ソフトウェア履修コース	履修 コース 必修	情報工学実験Ⅳ	2				2	第4学年に2～3単位，第5学年に5～6単位，計8単位以上を修得	
		情報理論	1				1		
		プログラミング言語論	1				1		
		コンピュータ工学	2				2		
		オブジェクト指向プログラミング	2				2		
		卒業研究(IT・ソフトウェア履修コース)	8				8		
		情報工学実験Ⅴ	2				2		
	履修 コース 選択	学外実習(IT・ソフトウェア履修コース)	1				1		
		Webシステム	2				2		
		論理設計	2				2		
		ヒューマンインタフェースⅡ	1				1		
		セキュリティ	1				1		
		画像処理	2				2		

		モデルベース開発	2				2	
		符号理論	1				1	
		データベース	2				2	
ロボティクス履修コース	履修コース必修	ロボティクス実験	2				2	
		マイクロコントローラ	2				2	
		医用福祉工学概論	2				2	
		ロボット工学	2				2	
		卒業制作(ロボティクス履修コース)	4				4	
		卒業研究(ロボティクス履修コース)	4				4	
		機械設計	2				2	電気電子、情報コースが履修
		機構学概論	2				2	電気電子、情報コースが履修
		電気回路概論	2				2	機械、情報コースが履修
		電子回路概論	2				2	機械、情報コースが履修
		信号処理基礎	2				2	機械、電気電子コースが履修
		ソフトウェア工学概論	2				2	機械、電気電子コースが履修
		材料学Ⅱ	2				2	機械コースが履修
		制御工学ⅡB	2				2	情報コースが履修
		電子回路Ⅲ	2				2	電気電子コースが履修
選択	学外実習(ロボティクス履修コース)	1				1		
グローバルマネジメント履修コース	履修コース必修	応用物理特講Ⅰ	2				2	
		応用化学特講Ⅰ	2				2	
		Engineering EnglishⅠ	2				2	
		応用数学特講	2				2	
		Engineering EnglishⅡ	2				2	
		卒業研究(グローバルマネジメント履修コース)	4				4	
	※	学外実習(グローバルマネジメント履修コース)	1				1	
	コース別選択科目	熱力学Ⅱ	2				2	機械コースは、6単位以上を修得
		材料学Ⅱ	2				2	
		CAD/CAM/CAEⅡ	3				3	
流体力学Ⅱ		2				2		
熱エネルギー変換工学		1				1		
		エネルギー基礎実験	2	電気電子コースは、上		2	必修	

	電気機器Ⅱ	2	段又は下段のどちらかの科目群を選択し、所定の科目を修得する。			2		4単位以上を修得
	電気エネルギー輸送	2			2			
	高電圧プラズマ	1				1		
	電気法規	1				1		
	エネルギーシステム	2				2		
	エネルギー応用	2				2		
	電気製図・CAD	2				2		
	エレクトロニクス基礎実験	2			2		必修	
	CAD・回路シミュレーション	2			2			
	電子工学Ⅱ	2			2		4単位以上を修得	
	信号処理基礎	2			2			
	応用電子回路設計製作	2			2			
	応用計測回路設計製作	2			2			
	論理設計	2			2			
	情報通信工学	2				2		
	モデルベース開発	2				2		
	デジタル信号処理	2				2		
	電磁波工学	2				2		
	電子回路Ⅲ	2				2		
	計測システム工学	2				2		
	データベース	2				2		情報コースは、6単位修得
	符号理論	1				1		
	画像処理	2				2		
	ヒューマンインタフェースⅡ	1				1		
	セキュリティ	1				1		
必修外	技術者教育実践Ⅰ	1				1		
	技術者教育実践Ⅱ	1				1		
	応用物理特講Ⅱ	2				2		
	応用化学特講Ⅱ	2				2		
	科目開設単位数小計(設計加工履修コース)	32				13	19	
	科目履修単位数小計(設計加工履修コース)	26					26	
	科目開設単位数小計(エネルギー履修コース)	44				18~19	25~26	
	科目履修単位数小計(エネルギー履修コース)	26					26	
	科目開設単位数小計(回路エレクトロニクス履修コース)	43				21	22	
	科目履修単位数小計(回路エレクトロニクス履修コース)	26					26	

科目開設単位数小計(IT・ソフトウェア履修コース)	32				13	19
科目履修単位数小計(IT・ソフトウェア履修コース)	26					26
科目開設単位数小計(ロボティクス履修コース)	35				15	20
科目履修単位数小計(ロボティクス履修コース)	26					26
科目開設単位数小計(グローバルマネジメント履修コース)	78				28	50
科目履修単位数小計(グローバルマネジメント履修コース)	20					20
専門科目開設単位数(設計加工履修コース)	96	8	13	15	31	29
専門科目履修単位数(設計加工履修コース)	90	8	13	15		54
専門科目開設単位数(エネルギー履修コース)	110	8	17	24	36~37	35~36
専門科目履修単位数(エネルギー履修コース)	90	8	13	15		54
専門科目開設単位数(回路エレクトロニクス履修コース)	120	8	17	24	39	32
専門科目履修単位数(回路エレクトロニクス履修コース)	90	8	13	15		54
専門科目開設単位数(IT・ソフトウェア履修コース)	96	8	13	15	31	29
専門科目履修単位数(IT・ソフトウェア履修コース)	90	8	13	15		54
専門科目開設単位数(ロボティクス履修コース)	125	8	21	33	33	30
専門科目履修単位数(ロボティクス履修コース)	90	8	13	15		54
専門科目開設単位数(グローバルマネジメント履修コース)	168	8	21	33	46	60
専門科目履修単位数(グローバルマネジメント履修コース)	84	8	13	15		48
一般科目履修単位数	77	25	20	18	8	6
一般科目履修単位数(グローバルマネジメント履修コース)	83	25	20	18	12	8
履修単位数計	167	33	33	33		68

注)グローバルマネジメント履修コースにある※は「履修コース共通選択科目」

附 則(平成29年9月25日函高専達第73号)

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行日の前日において、専攻科に在籍する者に係る教育課程は、改正後の学則第37条第1項に規定する別表第3にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表

○生産システム工学専攻 教育課程表

授業科目		単位数	学年配当		必要修得 単位数	
			1年	2年		
一般科目	必修	ビジネス英語	2	2	4単位	
		英語プレゼンテーション演習	2	2		
		小計	4	2		2
	選択	ビジネス英語演習	2	2	2単位以上	
		比較文学論	2	2		
		経済地理学	2	2		
		マーケティング	2	2		
		科学技術史概論	2	2		
		国際政治論	2	2		
		小計	12	2		10
一般科目開設単位数合計		16	4	12		
一般科目履修単位数合計		6	6単位以上			
専門科目	専門共通科目	必修 選択	機械工学通論	2	2	※1
			電気工学通論	2	2	※2
			情報工学通論	2	2	※3
			物質工学通論	2	2	※4
			土木工学通論	2	2	※5
			プログラミング基礎	2	2	※6
			小計	12	12	※7
			選択	応用解析学Ⅰ	2	2
	応用解析学Ⅱ	2		2		
	システム工学特論	2		2		
	景観デザイン設計	2		2		
	数値解析論	2		2		
	シミュレーション工学	2		2		
	X線結晶学	2		2		
	量子力学	2		2		
	材料科学	2		2		
	腐食防食工学	2		2		
	都市工学	2		2		
	環境マネジメント	2		2		
	品質管理	2		2		
	環境微生物工学	2		2		
	生物工学基礎	2		2		
	技術者倫理※8	2		2		
	特別講義※9	1		1		
	海外研修Ⅰ※10	2		1	1	
	海外研修Ⅱ※11	4		2	2	
	小計	39	30	9		

専門共通科目開設単位数合計		51	42	9		
専門共通科目履修単位数合計		20	20単位以上			
専 門 展 開 科 目	必修	生産システム工学特別実験	2	2	24単位	
		生産システム工学創造実験	2	2		
		複合創造実験	2			2
		生産システム工学総合演習	2			2
		生産システム工学特別研究Ⅰ	4	4		
		生産システム工学特別研究Ⅱ	8			8
		インターンシップ	4	4		
		小計	24	12		12
選 択		流体力学特論	2	2	12単位以上	
		真空工学	2			2
		熱流体力学	2			2
		精密加工特論	2	2		
		金属物性論	2	2		
		生産プロセス工学	2	2		
		バイオメカニクス	2			2
		電気磁気学特論	2	2		
		アドバンスト制御工学	2			2
		計測システム特論	2			2
		電力システム工学	2			2
		電子回路特論	2	2		
		固体電子工学	2	2		
		半導体デバイス工学	2			2
		電磁波工学特論	2	2		
		デジタル信号処理	2			2
		画像処理工学	2	2		
		ネットワーク特論	2			2
	知能機械	2		2		
	小計	38	18	20		
専門展開科目開設単位数合計		62	30	32		
専門展開科目履修単位数合計		36	36単位以上			
全授業科目開設単位数合計		129	76	53		
全授業科目履修単位数合計		62	62単位以上			

- ※1 機械工学科出身者以外は必修，機械工学科出身者には単位認定しない。
- ※2 環境都市，物質工学科出身者は必修，機械，電気電子，情報工学科出身者には単位認定しない。
- ※3 機械，環境都市，物質工学科出身者は必修，電気電子，情報工学科出身者には単位認定しない。
- ※4 物質工学科出身者以外は必修，物質工学科出身者には単位認定しない。
- ※5 環境都市工学科出身者以外は必修，環境都市工学科出身者には単位認定しない。
- ※6 環境都市，物質工学科出身者は必修，機械，電気電子，情報工学科出身者には単位認定しない。
- ※7 機械，電気電子，情報工学科出身者6単位，物質，環境都市工学科出身者10単位
- ※8 環境都市工学科出身者のみ必修。
- (注)出身学科が上記※1～8のいずれにも該当しない場合は，専攻科委員会で決定する。
- ※9 進級および修了に必要な単位数として含めることはできない。
- ※10,11 専攻科在学中，1度の単位認定とする(履修する学年は問わない)。また，進級および修了に必要な単位数として含めることはできない。

○環境システム工学専攻 教育課程表

		授業科目	単位数	学年配当		必要修得 単位数
				1年	2年	
一般 科目	必修	ビジネス英語	2	2		4単位
		英語プレゼンテーション演習	2		2	
		小計	4	2	2	
	選択	ビジネス英語演習	2	2		2単位以上
		比較文学論	2		2	
		経済地理学	2		2	
		マーケティング	2		2	
		科学技術史概論	2		2	
		国際政治論	2		2	
		小計	12	2	10	
	一般科目開設単位数合計		16	4	12	
一般科目履修単位数合計		6	6単位以上			
専門 科目	専門 共通 科目	必修 選択	機械工学通論	2	2	※1
			電気工学通論	2	2	※2
			情報工学通論	2	2	※3
			物質工学通論	2	2	※4
			土木工学通論	2	2	※5
			プログラミング基礎	2	2	※6
			小計	12	12	※7
			選択	応用解析学Ⅰ	2	2
	応用解析学Ⅱ	2		2		
	システム工学特論	2		2		
	景観デザイン設計	2		2		
	数値解析論	2			2	
	シミュレーション工学	2		2		
	X線結晶学	2		2		
	量子力学	2		2		
	材料科学	2		2		
	腐食防食工学	2		2		
	都市工学	2			2	
	環境マネジメント	2		2		
	品質管理	2		2		
	環境微生物工学	2			2	
	生物学基礎	2		2		
	技術者倫理※8	2		2		
	特別講義※9	1		1		
	海外研修Ⅰ※10	2		1	1	
	海外研修Ⅱ※11	4		2	2	
	小計	33	27	6		
専門共通科目開設単位数合計		45	39	6		
専門共通科目履修単位数合計		20	20単位以上			

専 門 展 開 科 目	必 修	環境システム工学特別実験	2	2	24単位
		環境システム工学創造実験	2	2	
		複合創造実験	2	2	
		環境システム工学総合演習	2	2	
		環境システム工学特別研究Ⅰ	4	4	
		環境システム工学特別研究Ⅱ	8	8	
		インターンシップ	4	4	
		小計	24	12	
	選 択	構造有機化学	2	2	12単位以上
		微生物培養工学	2	2	
		触媒工学	2	2	
		新素材論Ⅰ	2	2	
		新素材論Ⅱ	2	2	
		リサイクル工学	2	2	
		コンクリート工学特論	2	2	
弾性力学		2	2		
構造設計特論		2	2		
構造解析学		2	2		
地盤物性学		2	2		
流域環境特論		2	2		
小計	22	12	10		
専門展開科目開設単位数合計		46	24	22	
専門展開科目履修単位数合計		36			36単位以上
全授業科目開設単位数合計		107	67	42	
全授業科目履修単位数合計		62			62単位以上

- ※1 機械工学科出身者以外は必修，機械工学科出身者には単位認定しない。
- ※2 環境都市，物質工学科出身者は必修，機械，電気電子，情報工学科出身者には単位認定しない。
- ※3 機械，環境都市，物質工学科出身者は必修，電気電子，情報工学科出身者には単位認定しない。
- ※4 物質工学科出身者以外は必修，物質工学科出身者には単位認定しない。
- ※5 環境都市工学科出身者以外は必修，環境都市工学科出身者には単位認定しない。
- ※6 環境都市，物質工学科出身者は必修，機械，電気電子，情報工学科出身者には単位認定しない。
- ※7 機械，電気電子，情報工学科出身者6単位，物質，環境都市工学科出身者10単位
- ※8 環境都市工学科出身者のみ必修。
- ※9 進級および修了に必要な単位数として含めることはできない。
- ※10,11 専攻科在学中，1度の単位認定とする(履修する学年は問わない)。また，進級および修了に必要な単位数として含めることはできない。

(注)出身学科が上記※1～8のいずれにも該当しない場合は，専攻科委員会で決定する。

附 則（平成30年2月14日函高専達第75号）

この学則は、平成30年2月14日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月12日函高専達第77号）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行日の前日において、第7条に定める学科に在籍する者に係る教育課程は第13条第2項の規定にかかわらず、従前のおりとする。

附 則(平成31年2月22日函高専達第20号)

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年2月15日函高専達第10号)

- 1 この学則は、令和3年2月15日から施行する。

附 則(令和3年3月25日函高専達第13号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月9日函高専達第9号)

この学則は、令和4年3月9日から施行する。ただし、第15条は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年2月16日函高専達第9号)

この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第17条は、令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和6年3月19日函高専達第10号)

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和8年2月13日函高専達第7号)

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行日の前日において、本科に在籍する者に係る原級留置者の再履修科目は、改正後の学則第15条の規定にかかわらず、原則として当該学年に係る未修得授業科目とする。